

福岡県公報

平成25年5月17日
第3496号

目次

告示(第794号-第798号)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2

公告

- 肉用子牛生産安定等特別措置法第6条第1項に規定する協会の指定 (畜産課) …………… 2
- 落札者等の公示 (税務課) …………… 3
- 行政書士に対する懲戒処分 (市町村支援課) …………… 3
- 落札者等の公示 (総合政策課) …………… 3
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 4
- 福岡県歯科口腔保健啓発週間の設定について (医療指導課) …………… 4

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活安全総務課) …………… 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活安全総務課) …………… 4
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5

海区漁業調整委員会

- 関門海域におけるマダコの採捕制限について (漁業管理課) …………… 6
- 関門海域におけるマダコの採捕制限について (漁業管理課) …………… 6

告示

福岡県告示第794号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前)

NPO法人SSUF

(変更後)

NPO法人A.I.Leading

(2) 代表者の氏名

向笠 理緒

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市原古賀5番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民、企業、団体を対象に、ソーシャルスキルの開発・促進、雇用機会の拡充、起業支援、特殊技能の開発促進に関する企画、提案、支援などの活動を行い、日本に顕在する教育や経済、雇用などの社会的課題の解決を図り、日本及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第795号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字東野2506番21、2506番23から2506番29まで及び2507番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

熊本県熊本市南区田迎五丁目4番6号

TAKASUGI 株式会社

代表取締役 平島 孝典

福岡県告示第796号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代6月号	雑誌15277-06	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント6月号	雑誌05267-6	株式会社竹書房	

福岡県告示第797号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	73	福岡市博多区東公園7番7号 一般財団法人福岡県警察職員互助会	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部庁舎	平成25年 4月1日
旧		福岡市博多区東公園7番7号 財団法人福岡県警察職員互助会		

福岡県告示第798号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	52	福岡県春日市原町三丁目1番地の7 公益財団法人福岡県肢体不自由児協会	福岡市春日市原町三丁目1番地の7 クローバープラザ6階	平成25年 4月1日
旧		福岡県春日市原町三丁目1番地の7 財団法人福岡県肢体不自由児協会		

公 告

公告

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定に基づき、同法第6条第1項に規定する協会を次のとおり指定したので、同法第7条第4項の規定に基づき公示する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

団体の名称 公益社団法人福岡県畜産協会
団体の所在地 福岡市博多区千代四丁目1番27号
指定年月日 平成25年4月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納管理事務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社福岡銀行
 - (2) 住所
福岡市中央区天神二丁目13番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
31,142,895円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第1号の規定に基づき、平成25年5月9日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
90400466	福岡県北九州市戸畑区初音町9番5号 山本 周作	戒告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
平成25年度福岡県地価調査業務委託契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部総合政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年4月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会
 - (2) 住所
福岡市博多区祇園町1番40号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

65,443,560円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

アエロスパシアル式AS365N2型ヘリコプター耐空証明検査等整備工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成25年4月9日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社ジャムコ

(2) 住所

東京都三鷹市大沢6丁目11番25号

5 落札金額

26,187,000円

6 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

7 入札公告日

平成25年4月1日

公告

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成25年福岡県条例第16号）第8条の規定に基づき、福岡県歯科口腔保健啓発週間を設けたので、次のとおり公告する。

平成25年5月17日

福岡県知事 小川 洋

1 6月4日から同月10日まで

2 11月7日から同月13日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第122号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成25年5月17日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成25年5月17日から同年6月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第123号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成25年5月17日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
平成25年5月17日から同年6月17日まで

- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第125号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年5月17日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
- (1) 講習会の日時
平成25年6月25日（火） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み

前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第126号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年5月17日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年6月19日（水） 13：30～16：30	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
平成25年6月21日（金） 13：30～16：30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成25年6月25日（火） 13：30～16：30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み

前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第158号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(昭和43年福岡県規則第64号)第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成25年5月17日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区洞海湾港防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点(D点)と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鐵株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司崎灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

平成25年6月1日から平成26年5月31日まで

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第60号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(昭和43年福岡県規則第64号)第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成25年5月17日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会長 高松 三男

1 指示の適用海域

次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司崎灯台

基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識

(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示期間

平成25年6月1日から平成26年5月31日まで